

第 2 回協議会の意見等を基に修正した行動計画素案(案)に対する意見への対応一覧

第 2 回協議会後に 3 月 14 日にメールでお送りした行動計画素案(案)についていただいた意見に、以下のように対応した。

行動計画素案での対応

行動計画素案(案)の該当箇所	行動計画素案の該当箇所	意見の内容	対 応
3 ページ 3 行目	同左	3. 行動計画の位置づけについて、策定主体は、北海道地方環境事務所のため、「行動計画は・・・北海道地方環境事務所がブロック協議会において策定する。」とするべきではないか。	ご指摘の箇所は、行動指針の記載に従った記載とした箇所である。 「ブロック協議会において」という箇所は、ブロック協議会において地方自治体の意見をいただいて、策定するという意味で記載しており、記載したままとした。
5 章	同左	5-1～5-11 までの記載で、「例」、「方針」等の表記が混在しているが、どういった使い分けをしているのか。 本項は、道や市町村が参考にできるよう、考え方を示したものとして記載してはどうか。	「方針」という文言は、5-1 北海道ブロックの処理方針だけに使っており、その他は「例」、「イメージ」という文言を使用した。また、5 章の最初に「5 章の 5-1 から 5-7、及び 5-9 から 5-11 に示す方針等は、原則的なものであり、最終的には北海道及び各市町村で策定される災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理を実施する。」という文を明記することで、5 章の該当箇所の位置づけを明確にした。
15 ページ	同左	表 5-1-1 について、あくまで処理主体は、市町村や受託した道であるので、「前提とする」→「目指す」等の表記としてはどうか。	以下のような理由から、「前提とする」という表現を和らげるために「基本とする」という文言を用いることとした。 理由①：表 5-1-1 に記載されている処理方針は、行動計画素案で対象としている大規模な災害時には、このような処理方針となるであろうという内容としていること、5 章の最初に、北海道や市町村で策定される災害廃棄物処理に基づき災害廃棄物処理を実施することを明記していることを踏まえ、「前提とする」という文言とさせていただいていた。 理由②：ご意見のように、「目指す」という表現であっても、到達、達成の目標として進んでいくということとなり、「前提とする」(前提：ある物事の成り立つための前置きとなる条件とすること)と結果的には大きく変わらないと思われ、「基本とする」(基本：判断、行動方法などのよりどころとなる大もと)という表現を採用した。
15 ページ 表 5-1-1 1) 処理範囲 (イ)、	同左	検討順としては、仮設処理施設は北海道内の市町村との連携よりも後に検討すると思われるため、記載の順を「北海道内の市町村との連携による処理」→「仮	仮設処理施設の設置による処理を、北海道内の市町村との連携よりも先に記載していたのは、運搬距離が長くないよう、なるべく地域内で処理することを優先さ

26 ページ 4～5 行目 及び 図 5-6-1		設処理施設の設置による処理」としてはどうか。 また、図 5-6-1 については、仮設焼却炉は「第 2 処理候補」に記載するべきではないか。	せていたためであるが、どの処理を優先させるかは地域の特性や地方自治体の処理の考え方を反映させるべきことであるため、ご意見を基に優先順位を変更した。図 5-6-1 についても、優先順位の変更に伴いご指摘のように変更した。
15 ページ 表 5-1-1 2) 再資源化 (ア)	同左	行動指針に、リサイクルを推進する といった文言はないため、「国の行動指針を踏まえ、可能な限りリサイクルを」となるのではないか。 もしくは、廃掃法第 2 条の 3 第 2 項に根拠を求めてはどうか。	ご指摘のとおり、「国の行動指針を踏まえ」という箇所を記載しないこととした。
15 ページ 表 5-1-1 6) 他の地域ブロックとの連携	同左	「・・・一方、大規模災害が発生し、災害廃棄物の処理可能量の算定方法発生量及び処理量によっては、道内の施設のみでは災害廃棄物の処理能力が不足する場合も考えられ・・・」とすべきではないか。	ご指摘のとおり、「災害廃棄物の処理可能量の算定方法によっては」という箇所を記載しないこととした。
16 ページ 下 3 行	同左	処理のイメージとしての参考例であるので、以下のように、主語は不要ではないか。 「市町村や、地方自治法に基づき被災した市町村から事務委託をうけた北海道は、・・・」	ご指摘の箇所は原則的な処理の流れを記載している箇所ではありますが、災害廃棄物は原則、一般廃棄物であり廃掃法第六条の二において、市町村が処理の責任を担うこととなっていること、行動計画で対象としているような大規模な災害の場合には北海道が地方自治法第二百五十二条の十四(事務の委託)の規定により災害廃棄物の処理を実施する可能性があることを踏まえ、このような処理体制となると考えられることから、主語は記載したままとした。
27 ページ	同左	(2) 産業廃棄物最終処分場の活用について、「産業廃棄物最終処分場についても、平時から発災時に災害廃棄物の受け入れが可能となるよう整理し、埋立容量及び残余容量などを把握することが望ましい。」と記載があるが、どのような整理か分からないため記載しない方がよいのではないか。	ご指摘の箇所は、災害廃棄物の受け入れが可能となるように、平時から産業廃棄物処理施設との協定を結ぶ、合同訓練をする等、平時の取組を意味しており、記載したままとすることとした。
28 ページ	同左	セメント工場による再生処理は、最終処分ではないと思われる。	ご指摘を受け、セメント工場による再生処理は、「5-7 最終処分場の活用(不燃物の処理)」において「(4) 最終処分場以外での処理」として、別途項目を設けることとした。
29 ページ	同左	「長期浸水や津波被害が予測される地域では、土木部署と連携し、高台にかさ上げ用の資材を確保すること、震災時に利用できる土取り場や採石場を確認しておくことも必要である。」については、道路管理者の業務であり、本計画には不要ではないか。	道路管理者との連携が必要と考え記載させていただいていたが、ご指摘を受け記載しないこととした。
32 ページ	同左	5-10 幹線道路等の廃棄物撤去の役割分担調整「その方法、範囲、順序などを平時に協議しておく必要がある」と記載があるが、防災部局が決めることではないのか。	東日本大震災を経験した自治体の廃棄物担当者から、幹線道路の廃棄物撤去について、撤去した廃棄物の可能な限り分別することや仮置場への搬入等について、平時に道路啓開を行う自衛隊等と調整しておく、その後の円滑な処理が可能となると聞

			いている。このため、ご指摘した箇所は記載したままとした。
35～36ページ	同左	<p>「必要となる協定」について、「災害廃棄物の対応のため有効となるもの」に限定すべきではないか。</p> <p>「救援・救護」や「被災者の救出、医療」などの医療救護協定などは別の分野であり、これらを包括的に盛り込めるのは、上位の防災計画などの領域なのではないか。</p> <p>同様に、業界例についても、医師会や高圧ガス協会、NTTと災害廃棄物処理の関連性が不明な中、「災害廃棄物処理についてもその協定内容に含まれているか確認し、含まれていない場合は含めるよう協定を見直すべきである」と、災害廃棄物という一要素の計画において記載できるのか。</p>	<p>ご指摘のように、自治体間の協定に盛り込むべき内容については、主に災害廃棄物処理に関する範囲を超える内容となっていたため、記載しないこととした。</p> <p>また、事前に協定を結ぶことが望ましい主な業界については、出典中に、事前に協定を結ぶべき主な業界団体として挙げられている業界だけを記載することとし、出典中でその他の団体として記載されている業界団体については、記載しないこととした。</p>
37ページ	同左	6-2 通信手段の確保について、防災部局が対応することではないか。	東日本大震災を経験した自治体の廃棄物担当者からも通信手段の確保については独自に手段を確定、確認しておいた方がよいと聞いている。基本的なシステムを紹介することで、それぞれの部署の通信手段の確定、確認を促すためにも記載した。
資料編	同左	資料編については、本計画の策定時に公表されたい。	資料編の災害廃棄物量等の数量については、北海道の処理計画と整合が必要な箇所もあることから、今年度は公表せず、来年度の策定時に公表することとする。
資料1ページ	同左	千歳市が発言した“原単位”について、資料編「1. 災害廃棄物の発生量の推計」等に、算出方法について記載したと対応されている。しかし、会議では全壊の場合116.9トン/棟、半壊の場合116.9トン/棟×0.2との説明があったが、資料中、この数値が見つからない。	北海道との調整で、災害廃棄物量等の詳細な算出方法は、北海道の処理計画に記載することにし、行動計画素案では「グランドデザイン中間見直しの方法」とだけ記載していたが、ご指摘を受け、新たに資料1ページに原単位を含む算出方法を記載した。
資料3～5、7、9、10ページ	資料4～6、8、10、11ページ	図2及び図3に現在廃止、休止中の施設も含まれているようだが、処理可能量も含めて見直しが必要ではないか。	廃止、休止の施設も含まれていたため、それらの施設を省くよう修正した。

平成28年度以降対応する必要がある事項

行動計画素案(案)の該当箇所	行動計画素案の該当箇所	意見の内容	対応
全体	同左	<p>行動指針に記載された国の役割については、行動計画に明記していただきたい。</p> <p>具体的には、行動指針第2編 第3章の以下の事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害廃棄物の発生量及び要処理量の推計手法の構築(平時、防災 	<p>挙げられた事項は、北海道地方環境事務所だけで決められることなく、環境省本省とも調整が必要な事項である。そのため、来年度に行動計画素案から行動計画とする過程で、記載するかを検討していく。</p>

		<p>後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活環境に著しい悪影響を及ぼす可能性のある災害廃棄物や関連する課題の、リスク評価と必要な事前の備えの検討。 ➤ 災害廃棄物処理の進捗管理のための、仮置場搬入率、処理割合、再生利用率の考え方、定義。 <p>これらなどについて、国において検討し、ブロック内で共有することが重要と思われる。</p>	
15 ページ 表 5-1-1 6) 他の地域ブロックとの連携	同左	6) 他の地域ブロックとの連携について、受援→支援の順で記載した方がよいのではないか。	行動指針では受援→支援の順に記載されているが、北海道では支援を行う場面が多いことが想定される。来年度行動計画素案から行動計画とする過程で受援及び支援の順序を検討していく。
20 ページ	同左	図 5-4-1 「※市町村と国の間で・・・」という記載内容について、北海道地方環境事務所、市町村及び道で協議を要する。	ご指摘の図は進捗管理の流れのイメージを示したものであり、現段階では変更しなかった。進捗管理については、来年度に行動計画素案から行動計画にする過程で、北海道ブロック協議会等において調整する。
35 ページ	同左	図 6-1-1 災害時のネットワーク構築のイメージ※2について、記載内容について、北海道地方環境事務所、廃掃法上の政令市及び道で協議を要する。	ご指摘の図は対策指針を基に記載した図で、災害廃棄物処理に係るネットワーク構築のイメージを示したものであり、現段階では変更しなかった。災害時の災害廃棄物処理に係るネットワークについては、来年度に行動計画素案から行動計画にする過程で、北海道ブロック協議会等において調整する。
43 ページ 表 6-3-1 (5/5)	同左	表 6-3-1 (5/5)について、民間事業者の「平時」の役割・対応内容があれば、記載した方が良いと思われる。	ご指摘の表は、以下の理由から現段階では変更をしていない。行動計画素案の段階では、表 6-3-1 の各関係者の役割と対応内容は対策指針と行動指針に基づいた記載としており、これらの指針では、民間事業者については発災時のみの記述となっていた。そのため、ご指摘の表への記載は発災時の事項だけにとどめた。来年度、行動計画素案から行動計画とする過程で、北海道ブロック協議等において調整し、追加していく。
43 ページ	同左	「北海道では、札幌に人口が一極集中する一方・・・平時に整えておくことが求められる。」という記載は p41 表 6-3-1 (3/5) に市町村の平時の役割、対応内容の欄にまとめて記載可能ではないかと思われる。	ご指摘の表は、以下の理由から現段階では変更をしていない。表 6-3-1 は、行動計画素案の段階では対策指針と行動指針に基づき、記載している。 ご指摘の箇所は、北海道の特性を踏まえた記載であるため、来年度に行動計画素案から行動計画とする過程で、表 6-3-1 への追加を検討していく。